

令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民法・商法・民事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、民法、商法、民事訴訟法の3科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン（鉛筆は不可）を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、各科目1枚ずつです。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入してください。
また、解答用紙が不足した場合は、挙手のうえ、監督者へ解答用紙の追加を申し出てください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

Sは、自己がGに対して負う債務の担保として、自己所有の建物について、Gのために抵当権を設定した。Mは、その建物をSから賃借し、そこに居住している。その後、Gが、抵当権の実行としてその建物の競売を申し立て、競売が行われ、Dが買受人となった。このときのDとMの法律関係について、

- ① Gの抵当権が設定され、登記される前から、Mがその建物を賃借し、Mはその建物の引渡しを受けて、そこに居住していた場合、
 - ② Gの抵当権が設定され、登記された後に、Mがその建物の賃借を開始し、その建物の引渡しを受けて、そこに居住し始めた場合、
- に分けて説明せよ。

以 上

【商 法】

甲社は公開会社ではない株式会社であり、Xは甲社株式 1,000 株を保有する甲社株主である。甲社の定款には「株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。」旨の定め（以下「本件規定」とする）がおかれている。

甲社では令和 5 年 12 月 25 日に臨時株主総会（以下「本件総会」とする）を開催することとした。招集通知を受けた X は本件総会の会日に別の予定があったため、本件総会に代理人を出席させようと考えた。しかし、X には信頼できる甲社株主の知人がいなかったため、本件総会には顧問弁護士である P（注：甲社株主ではない）を代理出席させることとし、12 月 18 日付けでその旨を甲社に連絡した。

本件総会当日、P が本件総会の受付に X の委任状を提示し、入場を求めたところ、甲社は、P が甲社株主ではなく本件規定に違反するとして、P の代理出席を認めなかった。

X は甲社が P の代理出席を拒絶したことは、X の議決権の代理行使の機会を奪ったものであるとして、決議方法の法令違反にあたりと主張している。

- (1) 本件規定のような定款規定の有効性について判例はどのような立場を採っているか、説明しなさい。
- (2) (1) で示した判例の立場に対する賛否につき、理由を付して説明の上、甲社が P の代理出席を認めなかったことの適否について論じなさい。

以 上

【民事訴訟法】

XがYに対して200万円の支払を求める貸金返還請求訴訟を提起したところ、第1回口頭弁論期日におけるXの訴状陳述に続いて、Yから「X主張の通りの金額を借りており、弁済すべき日が過ぎたことも事実であるが、自分としてはXから請求があり次第、直ちに支払うことができるよう用意している。したがって、このような訴訟は不要である。」との陳述がなされた。

このXYの陳述をもとに裁判所はどのような判決をなすべきか、論じなさい。なお、利息その他の附帯金や訴訟費用については論じなくてよい。

以 上